

て九協側は主催団体並に参加五団体中より一名宛（総指揮者を含む）全農側は総指揮者及主催団体員より一名以内に行はしむることを得

一五、解散の際に於ける挨拶は総指揮者のみに限り五分間以内として行ふことを許す

一六、宣言、決議及スローガンは當小倉警察署長に於て検閲したるものに限る

一七、酒氣を帯ひたる者の参加は絶対に禁止す

一八、未成年者並に届出団体以外の者の参加は絶対許さず

一九、何人と雖も行進途中より行列に参加せしめず

二〇、會旗並に長銃等は終了と同時に撤去せしめ参加者は同時に離散せしむることなく徐々に之を爲さしむること

二一、総指揮者は白地に墨書又は赤地に白地の染抜きの肩章、各隊

の監督者は腕章（左側）列員は簡單なる胸章とす

二二、水筒の携帯は差支へなきも容物は監督者に於て検査し、アルコール分を除く飲料に限ること

二三、唱和すべき歌詞は當小倉警察署長に於て検閲し承認したるものに限る。

○別紙並添付書類

一、宣言、二、決議（九協）

三、宣言、四、決議（全農福聯）

五、ピラ（大日本護國軍、大日本生産黨九州青年隊、組合會

議九州協議會）